

【 検 査 】

３７６ 消化管内視鏡検査時等のブチルスコポラミン臭化物製剤の算定について

《令和６年１１月２９日》

○ 取扱い

次の場合のブチルスコポラミン臭化物製剤（ブスコパン注等）及びグルカゴン（遺伝子組換え）（グルカゴンGノボ注射用）の併算定は、原則として認められない。

- (1) 消化管内視鏡検査時
- (2) 消化管X線検査の前処置時

○ 取扱いを作成した根拠等

ブチルスコポラミン臭化物製剤（ブスコパン注等）及びグルカゴン（遺伝子組換え）（グルカゴンGノボ注射用）については、添付文書の効能・効果の一つに共通して「消化管のX線及び内視鏡検査の前処置」があり、消化管運動抑制作用等を有する医薬品である。

消化管のX線及び内視鏡検査の前処置において、通常は前者が使用され、副作用等により使用できない場合は後者が使用される。

以上のことから、消化管内視鏡検査時、消化管X線検査の前処置時のブチルスコポラミン臭化物製剤（ブスコパン注等）及びグルカゴン（遺伝子組換え）（グルカゴンGノボ注射用）の併算定は、原則として認められないと判断した。